

# オープンデータを活用した 歩行者移動支援サービスに関する現地事業

---

平成29年7月

総合政策局総務課(総合交通体系)  
(併)政策統括官付

1. 現地事業の実施
  2. 検証内容
  3. 実施主体の選定方法、選定結果の公表
  4. 現地事業実施のスキーム
  5. 現地事業の実施内容
  6. 現地事業の実施スケジュール(予定)
- 【参考】歩行空間ネットワークデータ等の整備範囲

# 1. 現地事業の実施

## ○現地事業の背景

- 地方公共団体(市区町村)においてICT・オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスを導入する場合のニーズ・課題について、平成28年度に約10団体にヒアリング調査を実施。
- ヒアリングの結果、指摘された課題に関して具体的な対応策を検討するため、地方公共団体との共同による現地事業を行うこととし、現地事業を通じて得られた知見・ノウハウをガイドラインに盛り込むことにより、地方公共団体における取組展開を後押し。

### 地方公共団体に対する ヒアリング調査の実施

- 地方公共団体の福祉・道路・まちづくり・ICT等の各分野の担当者を対象に、ICT・オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスを導入する場合のニーズ・課題についてヒアリング調査を実施する。

- 庁内横断的な取組となるため、庁内の体制づくりが重要。
- データの整備・更新等の所要の予算確保のためには、既存施策との関連性の整理が必要。
- オープンデータ施策ではアウトプットが明確でないため、予算要求が困難。
- 来訪者の利便性向上に資すると考えられるが、地元住民にとっての効果の説明することも必要。
- 地方公共団体においてアプリケーションの作成・管理することは困難。
- 他の地方公共団体も含めた広域的なサービスとして展開すべきではないか。等

### 地方公共団体との共同による 現地事業を通じた対応策の検討

- 地方公共団体との共同での現地事業において、現行ガイドラインに基づいてオープンデータを活用した取組を実践することで、実践する過程を通じて、地方公共団体から指摘された課題に対する対応策を検討する。

第3章 データのリストアップ

第4章 データの収集・作成

第5章 データの公開

第6章 データを活用したサービスの提供

- 得られた知見・ノウハウをガイドラインに反映。
- 取組内容について、事例集として紹介。
- 現地事業を通じて作成したデータをオープンデータ化。

# 1. 現地事業の実施

## ○現地事業の目的

- オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの全国的な展開に向け、実施体制の構築、市区町村等で保有する歩行者移動支援サービスに資するデータのリストアップ、データの収集・整備、歩行空間ネットワークデータ等の整備を行い、データのオープンデータ化を実施。
- 実施体制の構築からオープンデータ化までのそれぞれの段階における具体的な実施内容の確認、実施時に生じた課題や課題を解決するための対策や工夫点、各段階の作業実施における市区町村の負担やメリット等の検証を実施。

## ○実施概要

- 実施期間：平成29年9月～平成30年3月(予定)
- 対象者：市区町村又は市区町村を構成員とする協議会(以下「実施主体」という)
- 実施箇所：公募により2箇所\*選定(予定) (\*非選定箇所に対しても問合せ対応等の支援を実施)

## ○事業成果の公表

- ① 現地事業で得られた知見・取組概要について「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」に記載するとともに、国土交通省のホームページにも掲載する。
- ② 現地事業の取組概要について、国土交通省が開催する「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」にて、実施主体による報告を実施する。
- ③ 現地事業で作成した歩行空間ネットワークデータ及び施設データについて、国土交通省の「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」、G空間情報センター、政府のデータカタログサイト(DATA.GO.JP)においても、オープンデータとして掲載する。

## 2. 検証内容

○現地事業により得られた知見やノウハウを「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」に掲載することを目的に「実施体制の構築」「データのリストアップ、収集、整備、公開」「既存施策との連携方策」等に関する検証を実施。

検証項目	検証内容
実施体制の構築に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者移動支援サービスの展開には、市区町村内の福祉部局、道路部局、観光部局、ICT部局等の様々な部局が役割分担のもと実施することが求められる。そのため、現地事業では市区町村内の各部局の役割分担やそれぞれの部局の連携方法、円滑にサービスを展開するための工夫点等を確認する。</li> </ul>
データのリストアップ、収集、整備、公開に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者移動支援サービスに必要となる市区町村等が所有するデータを公開するまでの各部局の実施内容や手順、実施時に生じた課題を段階ごとに確認するとともに、課題を解決するために実施した対策や工夫点を確認する。</li> <li>データを公開するまでの一連の作業を実施するための地方公共団体職員等の作業量・作業負担を確認する。</li> <li>データを公開するまでの作業を通じ、新たなデータの把握やデータの電子化による多用途への利用可能性等の市区町村に生じるメリットを確認する。</li> </ul>
既存施策との連携方策に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者移動支援サービスは、市区町村が既に推進している福祉や観光に関する施策と連携し展開することが考えられる。既存の施策と連携する場合の既存施策への歩行者移動支援サービスの位置付けや連携方法・内容等を確認する。</li> </ul>

### 3. 実施主体の選定方法、選定結果の公表

#### ○選定方法

公募により応募者から提出される提案書について、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会の外部有識者の助言・意見を踏まえ、以下の「選定に必須の条件」を確認し、「選定を優位に評価する要件」を考慮の上、総合的に評価する。

#### 【選定に必須の条件】

- ① 地域が抱える課題やニーズを的確に把握し、ICTを活用した歩行者移動支援サービスによる課題解決のイメージが具体的に示されていること。
- ② 市区町村等の業務にて整備された様々なデータのオープンデータ化を実施していること。

#### 【選定を優位に評価する要件】

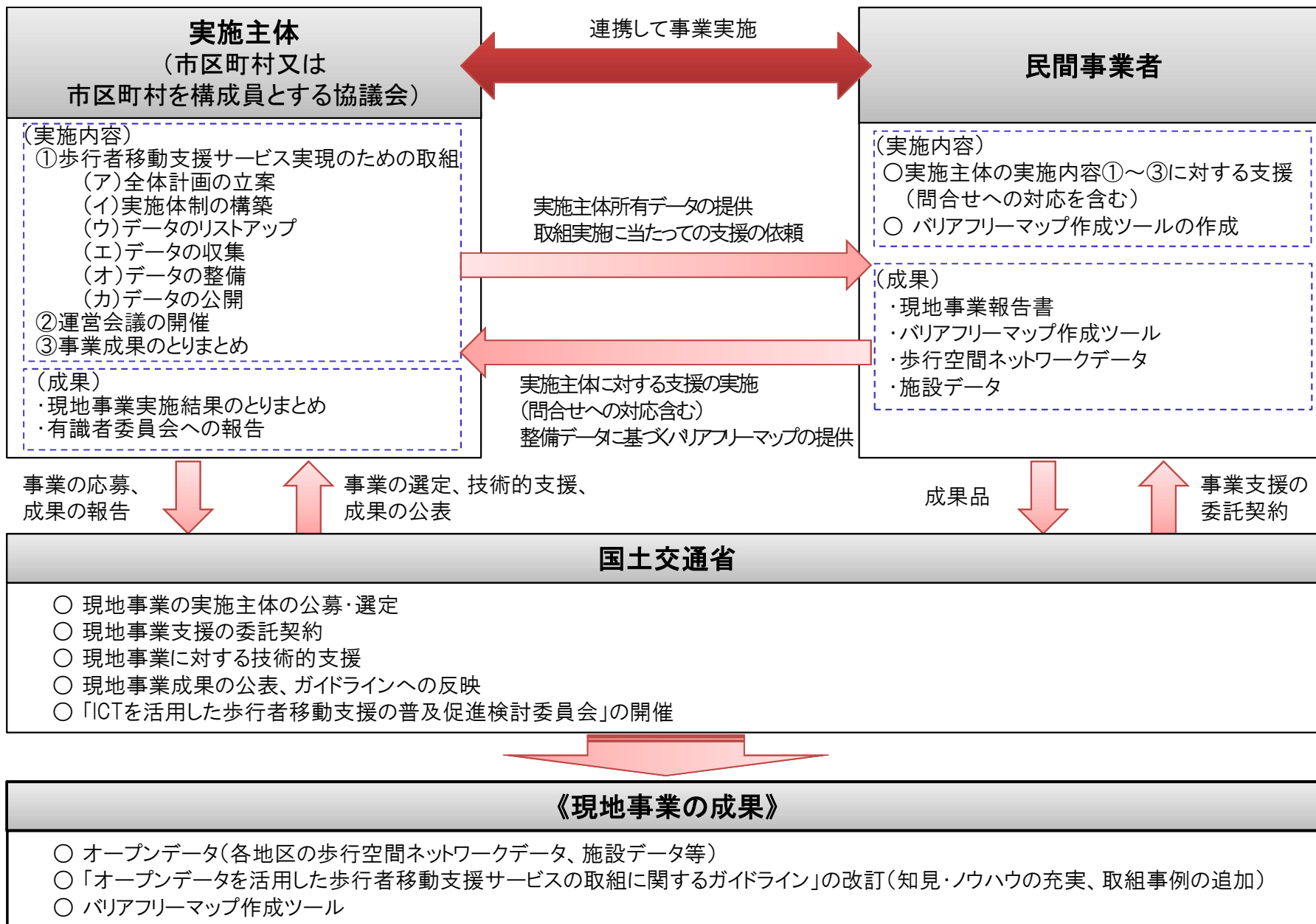
- ① 現地事業の実施体制構築のための関係部署・団体等と調整を図る準備ができていること。
- ② データのリストアップ、収集するための具体的な方法が提案されていること。
- ③ 現地事業で収集・整備するデータのメンテナンスやデータ利活用を促進するための将来的な取組方針(2020年やその先を見据えた取組方針)が提案されていること。
- ④ 取組内容について、他地域への普及の容易性の観点から優れた提案をされていること。

#### ○選定結果の公表

選定結果は、応募者に連絡するとともに、国土交通省のホームページ等において選定した実施主体及び現地事業の場所を公表する。

# 4. 現地事業実施のスキーム

○本事業は、実施主体となる、市区町村又は市区町村を構成員とする協議会と、国土交通省が別途委託するデータ整備等の支援業務を受託する民間事業者と連携し実施。



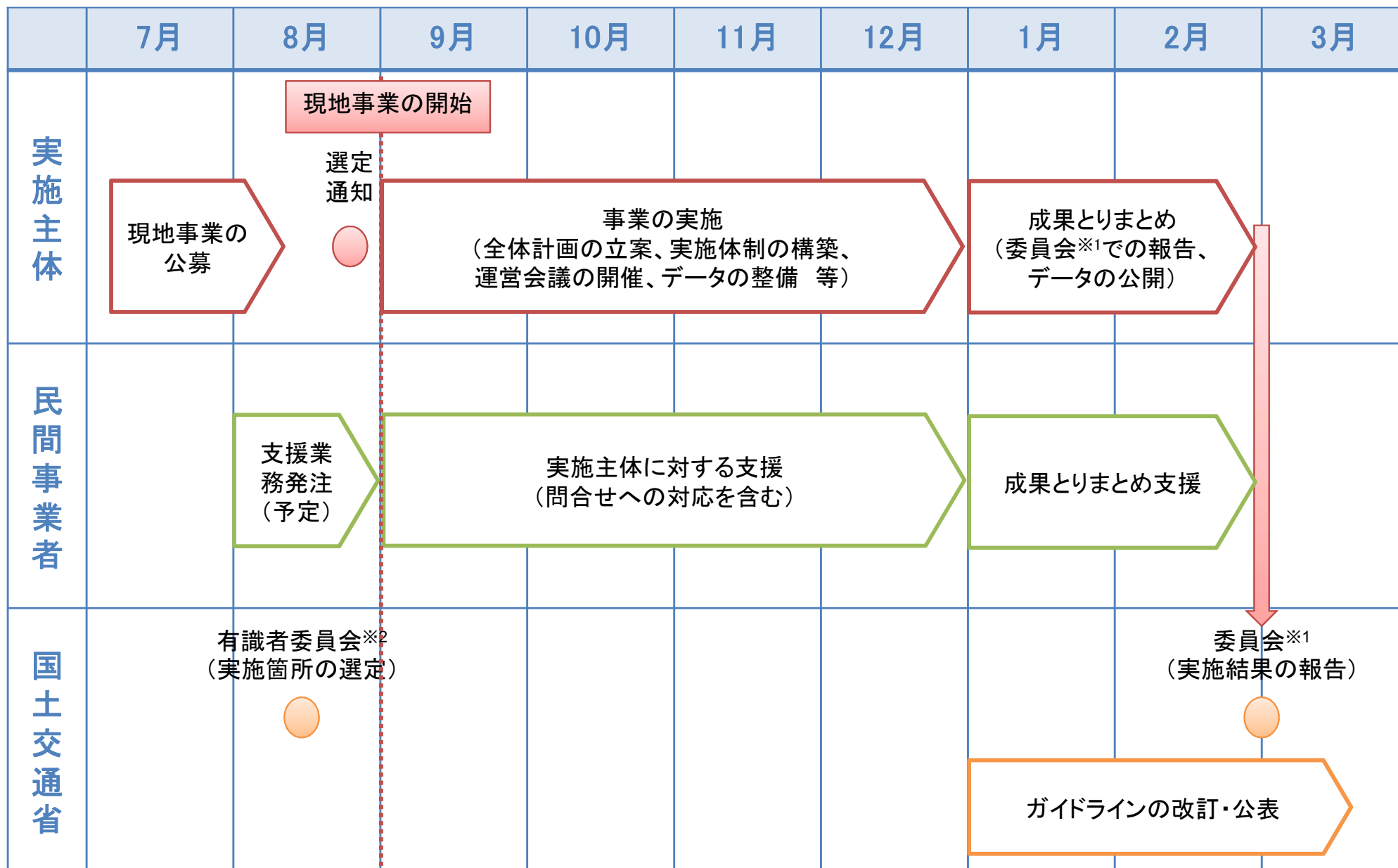
# 5. 現地事業の実施内容

○現地事業は、「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」に記載している「データリストアップ」「データの収集・作成」「データの公開」等の一連の作業を実施。

実施主体の実施内容		民間事業者の実施内容(案)
①歩行者移動支援サービス実現のための取組	(ア)全体計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の実施事項を進めるための全体計画の立案。</li> </ul>
	(イ)実施体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を実施するための体制を構築。</li> </ul>
	(ウ)データのリストアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村等で保有する様々なデータの中から、オープンデータ化するデータをリストアップ。</li> </ul>
	(エ)データの収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>リストアップしたデータを市区町村等の関係部署・団体と調整の上、可能な範囲で電子データ(Excel、csv、pdf形式等)として収集。</li> </ul>
	(オ)データの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行空間ネットワークデータと施設データの整備。</li> </ul>
	(カ)データの公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集、整備したデータを、実施主体のホームページ等においてオープンデータとして公開。</li> </ul>
②運営会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地事業を実施するための運営会議を開催。実施期間内に3回程度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体の取組に対する支援。</li> </ul>
③事業成果のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の成果のとりまとめ報告書の作成。</li> </ul>	
④その他	—	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行空間ネットワークデータと施設データを地図上に描画し、描画内容を印刷できるバリアフリーマップ作成ツールの作成。</li> <li>実施主体等の取組に関する問合せへの対応。</li> </ul>



# 6. 現地事業の実施スケジュール(予定)



※1: 国土交通省が開催する「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」

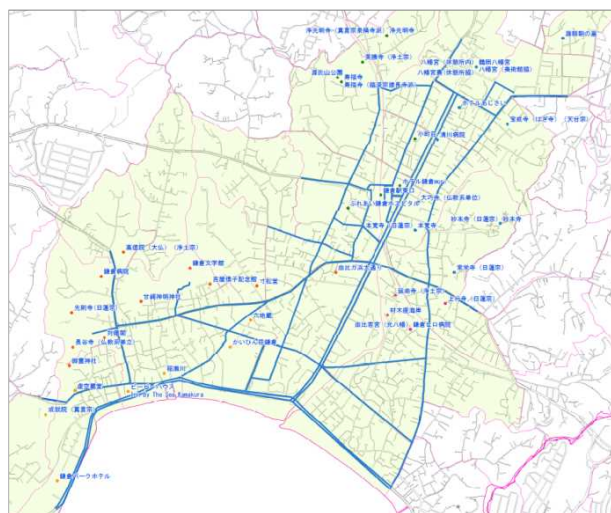
※2: 「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」の外部有識者を想定

# 【参考】歩行空間ネットワークデータ等の整備範囲

○現地事業での歩行空間ネットワークデータ等の整備は、過去の現地事業の結果を踏まえ、歩行空間ネットワークデータを30km程度施設でデータを30箇所程度を想定。

## 【歩行空間ネットワークデータの整備範囲例】

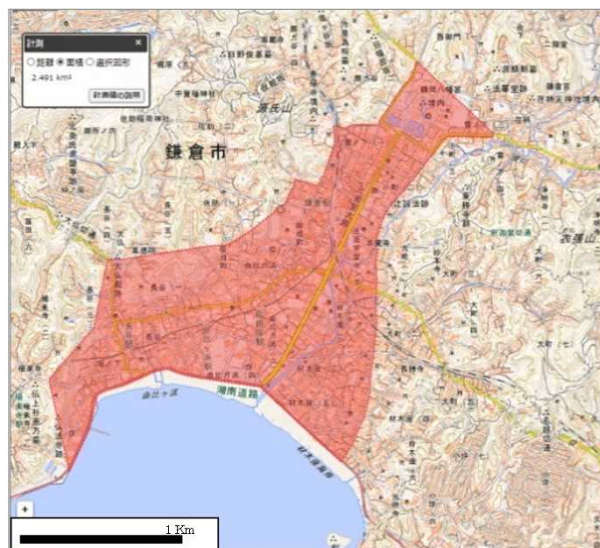
### ●神奈川県鎌倉市の例



鎌倉駅を中心に観光客が多く集まる主要な観光施設や公共施設を確認の上、主要な経路を抽出し、データを整備を実施。

- ・歩行空間ネットワークデータ (約29.0km)
- ・施設データ(25施設)

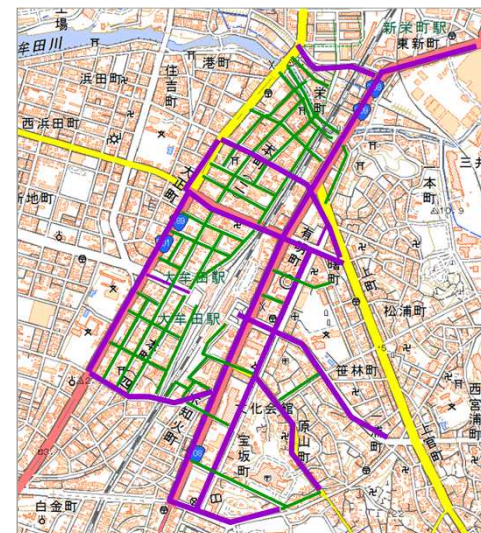
— 歩行空間ネットワークデータ  
● 施設データ



- ・データ整備エリア(約2.5km<sup>2</sup>)

■ データ整備エリア

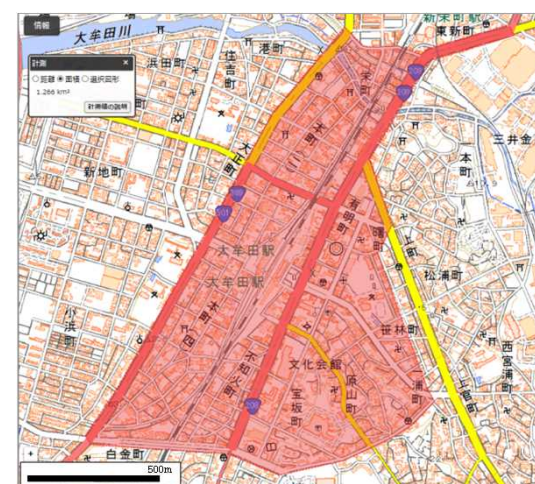
### ●福岡県大牟田市の例



公共施設や観光施設が集積する大牟田駅を中心とした細かい路地についてデータを整備を実施。

- ・歩行空間ネットワークデータ (約29.0km)
- ・施設データ(22施設)

— 歩行空間ネットワークデータ(歩道あり)  
— 歩行空間ネットワークデータ(歩道なし)



- ・データ整備エリア(約1.3km<sup>2</sup>)

■ データ整備エリア